

決算委員会（２００５．４．１１）

「学校安全法」の制定を中山文科大臣に強く求めました。

○[林久美子君](#) 民主党・新緑風会の林久美子でございます。本日は、決算委員会で初めて質問に立たせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

私は、学校の安全についてお伺いをしてまいりたいと思います。

今、我が国の学校を取り巻く環境は大きく変化をしております。皆さんよく御存じのように、池田小事件、そして長崎の佐世保市においての事件、そして今年に入ってから、大阪の寝屋川市で教職員が犠牲になる事件など、学校現場における犯罪が全国各地で発生をいたしております。

かつて、学校というのは子供たちにとって安全な場所で、保護者も安心して子供たちを送り出していたはずですが、しかしながら、今や学校の安全神話は本当に音を立てて崩れてしまいました。子供たちが学び、そして伸び伸びと友情をはぐくむであろう学校現場は、決して子供たちにとって、また教職員にとってすら安全な場所ではなくなってしまったということが言えるかと思えます。

私たちが幼いころ、学校で地震や火災を想定した訓練はございましたが、まさか殺人事件というようなものを想定した訓練は行われていない、そういうことが起こるなんて想像すらしない、そういう時代でございました。しかしながら、今、時代は確実に変化をきています。そして、政治というのはとりわけ子供たちの安全を、命を守るということに関しては、何にも増してスピーディーに、そして積極的に取り組んでいかねばならないというふうに思っております。

それでは、まず冒頭、中山文部科学大臣にお伺いをいたします。

先月の三十一日に文部科学省が設置をしたプロジェクトチームによる検討の結果、第一次報告というものをまとめられました。この中では、校門を原則施錠することというふうにされております。ちょっと文言御紹介いたしますと、授業中、昼休み、休憩時間等は原則として門は施錠、下校時間は交代制にするなど、個人に掛かる負担を軽減をしながら、門を開放している時間帯は地域のボランティアの協力を得ることや警備員を置くことなどにより、門において子供の安全を見守ることが望まれると、こうした記述もございます。

それでは、全国には門のない学校もあるというふうに伺っておりま

すが、文部科学省は全国の公立の小中学校、一体幾つ門があって、幾つ門がないのか、地域性はあるのかどうか、まずお伺いをいたします。

○政府参考人（素川富司君） お答え申し上げます。

私どもの方では、全国の学校の学校安全管理の取組状況について調査をいたしました。そして、本年一月に公表したところでございますけれども、門のある学校、ない学校の区別につきましては、その調査項目としては入ってございません。ただ、実感といたしましては、もう先生御案内のとおり、やっぱり都市部では塀、門があり、施錠されるような状況になっているということでございますけれども、地方におきましては、そういう門、塀がないというものが結構、数あるんじゃないかというふうに承知しているところでございます。

○林久美子君 現状、門幾つあるのか、ないのか、地域的なものはどうか、把握をしていらっしゃるということでございます。現状を把握するということがまず対策を講じる上での第一歩であると考えております。門のない学校はどうするのかという議論を始め、現状をしっかりと把握していただきたいというふうに思うわけでございますけれども、文部科学省として、学校の安全管理に関するあるいは設備に関する実態調査を行う予定はあるのでしょうか。

○政府参考人（素川富司君） 先ほど少し触れさせていただきましたけれども、全国の国公立の小中学校等を対象にいたしまして、学校の安全管理の取組状況に対して調査を行いまして、これを本年一月に公表したところでございます。

先ほど御指摘のありました門があるかないかという項目については調査の対象に入っておりませんが、学校独自の危機管理マニュアルを作成したらどうかとか、いろんな設備がどのように設置されているかどうかとか、いろんなシステムでございますね、警報システムはどうかといったような項目につきまして調査しているところでございます。

○林久美子君 そうした調査をしていらっしゃるの存じ上げておりますが、門についても把握していらっしゃることは不十分なのではないかということをお願いしたいというふうに思います。

では、次の質問に参らせていただきます。

文部科学省の取組というのは現実の、現場の思いとは懸け離れているというような気がしております。先ほど例に取り上げました校門の原則施錠につきましても、実際、現場からはいろいろな声が聞かれております。私も、門のある学校で働いていらっしゃいます先生にお話

を伺ったんですけれども、校門は開けておかざるを得ないという声も聞かれました。これはどういうことかといいますと、校門と一口に言いましても、もちろんインターホンの付いているそういう校門もあれば、何にもない、そういうところもあるわけでございます。その学校では、子供が、遅れてくる子供であるとか、不登校の子が後で来るとか、業者の出入りがあるとかというような状態のときに、インターホンすら付いていないということは、じゃ常時だれかが横にいて、門を開けたり閉めたりかぎを付けたり外したりしなくてはいけないのかと、とてもじゃないけれども、そういう人員の余裕はないということでございました。

原則施錠もいいかと思えます。しかし、子供たちの安全を守る責任を全うするだけのマンパワーの充実というのが求められるのではないかというふうに思います。絶対的に不足しているマンパワーの充実や、あるいはそれに伴う予算措置などについてはどのようにお考えでしょうか、中山文部大臣にお伺いいたします。

○国務大臣（中山成彬君） 文部科学省におきましては、御指摘のように、ソフト面といいますかハード面、両面にわたりまして、子供たち、そして先生方の安全を守ることが大事であろうと、このように考えておるわけございまして、現在調査を進めておりますし、また先ほど第一次の報告をさせていただいたところでございましてけれども、度重なる事件、事故が起こりましたものですからイタチごっこみたいな感もあるわけございまして、何とか子供たちの安全を守りたいという思いで、いろんな形で今検討し、また検討した結果をまた予算その他の関係で今実施に移しているというふうに御認識いただきたいと思えます。

○林久美子君 改めてお伺いをしたいんですけれども、中山大臣は、現状、学校現場においてマンパワーが足りていると思われませんか、不足していると思われませんか、いずれでしょうか。

○国務大臣（中山成彬君） このマンパワーといった場合に、何をとらえてマンパワーと言うかは非常に難しいわけございまして、それぞれの地域の状況等も違うわけございまして、そういう意味で、警備員を配備しようと、もう既に配備をしているところもあるわけございまして、あるいはボランティアの方々をお願いして、そしてそのの方々を中心にして学校、安全守ろうというようなところもあるわけございまして、文部科学省としては、先ほど申し上げましたように、そういったいろいろな取組に対して国としていろんなアドバイスある

いは指針を出し、あるいは予算を組みまして、そういったスクールガードと申しますかね、そういった方々も養成するとか、あるいはその幹部の方々と申しますか、チームリーダーとなるような方々、今年の予算で千二百人ほど警察官のOB等を起用いたしまして、そういった指導と申しますか、巡回とか、そういった責任を持つ方々に委嘱しようとか、いろんな動きをしているところでございます。

○林久美子君 はっきりとした御答弁がいただけなかったんですけども、今おっしゃいましたスクールガードあるいはスクールガードリーダーにつきましては、私の思いとしましては、スクールガードリーダー一人当たりおよそ十校程度持つというふうに伺っておりますが、面的な基準もないと。そして、スクールガードについては、ボランティアの方、恐らく保護者の方になるであろうということでもございましたが、一校当たり何人程度お願いをするのかということも文科省としては考えていないと。非常に私としては不十分な対策ではないかと、国としてのきちっとそのビジョンが見えないというふうに思っているということをお話をさせていただきたいと思っております。

今答弁の中でもございましたけれども、学校におきまして非常に差が今ございます。警備員を配置している学校もあれば防犯カメラを付けている学校もある、あるいはインターホンすら付いていない学校もあると。これは非常にその財源によって地域に格差が出てきているということでもございます。こうした地域格差というのは一定、打開をしつつ、小中学校の安全というのを守っていくべきであると思っております。

現在、小中学校の設置基準は省令によって定められていると。具体的な中身は学校施設整備指針によることとなっており、この指針の中にも防犯計画、章が立てられていて、門の配置や防犯監視システムの必要性が述べられておりますけれども、必須事項とはされておられません。

真剣に子供たちの、あるいは学校現場の安全確保に取り組むのであれば、それぞれの学校が満たすべき防犯上の最低基準、拘束力のある基準というのを設けるべきであると考えます。さらに、その基準を満たすべきコストは国がきちっと負担をすべきであるというふうに思いますけれども、その辺りのお考えはいかがででしょうか。

○国務大臣（中山成彬君） 御指摘の学校施設整備指針というのは、これは学校施設を計画、そして設計する際の留意事項を示したものでございまして、防犯関連規定として施設配備上の留意点とかあるいは防犯設備の積極的な活用等について示しているところでございます。

この学校施設の防犯対策につきましては、学校施設整備指針等を踏まえまして、各学校や設置者が、先ほども申し上げましたけど、学校とかあるいは地域の実情に応じまして、日常的、そして定期的な点検、評価等を実施しながら、ソフト面、ハード面にわたりまして対策を適当に組み合わせて実施するということをございまして、これ繰り返して申し上げますが、あくまでその設置の管理者、責任者がその実情に応じて取り組むべき問題であると、このように考えております。

○[林久美子君](#) それでは大臣は、子供たちの学校の安全を守るための対策として、国としてはもうこれで十分であるというふうに思っているという理解でよろしいのでしょうか。

○[国務大臣（中山成彬君）](#) これはなかなか難しいんですけど、私どもとしてはできる限りのことをやりたいということをやっているわけをございまして、先ほど申し上げましたように、第一義的には設置管理者の責任でございすけれども、国としては、その場合のいろんな指針だとかモデル的なものを示したりとか、あるいはできる限り予算的な面で応援していくということに力を入れていきたいと、このように考えておるところでございす。

○[林久美子君](#) 今、責任は第一義的には設置者であるというふうにおっしゃいましたけれども、今、基本的に学校現場での安全対策というのは、先ほど申し上げましたように、マンパワー不足、そして財政的格差の中で教員任せ、ボランティア頼みで行われていると言っても過言ではないかと思えます。

例えば、遊具の安全点検などは、もちろん大臣も御存じかと思えますけれども、学校の先生が定期的に行っているわけなんです。金属疲労などについての専門的知識があるわけでもない、そういう中で、例えばブランコだったり鉄棒だったりを見て、ああ、これはいつぐらいまでもつかどうかということを学校の先生が点検をしている。これは、車の車検を自分でやるようなもんだと私は思っています。

それと併せまして、私の地元の滋賀県東近江市をちょっと御紹介いたしますと、不審者の侵入を防ぐために、今、毎日ではないんですけども、地域のボランティアの方が校舎の中や外でパトロールをいらっっしゃいます。また、登下校時に合わせて買物に行くとか、しかも、防犯パトロール中と書かれたステッカーを張った自転車に乗って行くとか、そうやって地域の方たちも一生懸命取組を進めていらっっしゃいます。

もちろん、学校の先生の努力とか地域のボランティアの協力という

のはもちろん必要であると思いますけれども、じゃ、万が一何かあったときの責任はどこにあるんですか。だれが持つんでしょうか。お伺いいたします。

○政府参考人(素川富司君) その事故がどのような状況で起きるのかということによろうかと思いますが、一般的には、学校の管理下というように判断される場合にはやはり学校の設置者が責任を持つ。そして、具体的にはそれを担当しています、まあその具体的な事案によりまして、どのように関係したのかということにかかわってくると思います。

○林久美子君 何かあると責任は設置者であるということをおっしゃいます。でも、国はいつも、国づくりは人づくり、人づくりは国づくりであるというふうにおっしゃると思います。責任を持たずして、国づくりは人づくりだと、人づくりは国づくりだとおっしゃっていらっしゃるのでしょうか。

これまで、子供たちの安全をめぐるっては通達やマニュアルでそういう指導を続けてこられましたけれども、これまでは、学校とか地域とか親の役割を求めるばかりで、国としての役割を果たそうという姿勢が見られなかったと、今の答弁でも見られないのではないかとこのように思います。

先ほどもお伺いしましたけれども、大臣が、そして国が、もうこれで子供たちを守るための対策はもう十分だと、政府ではこれ以上しないんだと思っていられるのかどうかと。あわせまして、やっぱり私たちは今国としてしっかりと子供を守るべき必要というのがあると思います。今、私たち民主党は、子供たちの安全を守るためにきちっと国として一定の責任を果たそうということで、法律の制定も含めまして、学校の最低基準であるとかあるいは安全職員制度とか、そうしたものの創設も含んだ法律の制定を目指して今検討を進めさせていただいておりますが、こうした私たちの提案について大臣はどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○国務大臣(中山成彬君) 国の責任を否定するわけではございませんが、幾らのじゃ整備を行い、幾らの予算を付ければそれで安全、国の責任を全うしたんだと。これは幾らやっても、それで事故が起こったらまた、それはまた問題になるわけでございますから、国としては学校の安全確保の施策を推進することが極めて重要な課題であるという認識の下に様々な手だてを講じていると、こういうことでございます。

ただ、全国三万三千以上もあります学校でございますから、文部省

が中央において幾ら目を光らせてたって、これはできることには限界があるわけでございますから、実際問題としては設置責任者である市町村、そして学校の方で責任を持ってやっていただくと。それに対して、文部科学省としては、地域における様々な取組を国として支援するという観点から、学校安全の充実にハード、ソフト両面におきまして総合的に取り組みます例えば子ども安全プロジェクトを始めとして、財政措置を伴う施策を含め、様々な支援策を推進しておるところでございます。十七年度におきましては、子ども安全プロジェクトを更に推進するために地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業を実施していることございまして、各自治体におきましては、このような支援策も有効に活用していただいて、それぞれの地域の実情を踏まえた対策を円滑に実施していただくことを期待しているわけでございます。

今後とも、学校における安全管理に関する更なる取組ができますように、学校安全に関する施策の更なる充実を図っていききたいと、このように考えております。

○[林久美子君](#) それでは、最後に確認をさせていただきます。

国としてはきちっと法律なり何らかの形をして子供たちの安全を守っていくことをする気はないと、設置者がやるのをバックアップする、支援をするだけでいいと考えていらっしゃるという認識でよろしいのでしょうか。イエスかノーでお答えをください。

○[国務大臣（中山成彬君）](#) 法律を作れば安全が守れるならこれにこしたことはありませんが、それだけでは足りないと、だからこそ様々ないろんな施策を講じているんだということを御理解いただきたいと思います。

○[林久美子君](#) 私にも子供がおります。今のままでは安心して子供を学校に通わせることができないと、そういう母親の気持ちとしてどうか真摯に受け止めていただいて、今後の子供たちの安全を守るという政策に生かしていただきたいと思いますようお願いをいたします。

どうもありがとうございました。